## 建設工事等競争入札心得

(平成6年3月30日監-1687)

(趣旨)

第1 この心得は、秋田県が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加して下さい。

## (法令等の遵守)

- 第2 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、秋田県財務規則その他の法令並びにこの心得、入札公告(公募型指名競争入札にあっては入札参加者の公募に係る掲示等)及び指名通知において指示された事項、現場説明事項等を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、 不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなこ とを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなけ ればならない。

(施工条件等の熟知)

第3 入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、施工条件及び契約締結に 必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(入札への参加者)

- 第4 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。
  - (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
  - (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

(入札保証金)

- 第5 入札参加者は、入札前に現金又は秋田県財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。
  - (1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結し ないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の辞退)

- 第6 競争入札において、入札参加者は入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。ただし、電子入札においては、各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別紙様式)を契約担当者に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6の2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)又は入札書、見積内訳明細書その他入札執行者に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格(入札保証 金の金額を含む。)、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 3 入札参加者は、入札案件に関する非公表情報を県職員から聞き出そうとするなどの入札制度 の公平性、透明性及び競争性を損なう不当な働きかけを行ってはならない。

(入札の取止め等)

- 第7 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、 又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

- 第8 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合 がある。
  - (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
  - (2) 不穏の行動をなす者

(入札)

- 第9 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、 又は入札箱へ投入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は、指定した日時までに電子入 札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、又は

契約担当者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。

- 3 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすること はできない。
- 5 入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とする こと。

(入札書の書換等の禁止)

第10 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(無効の入札)

- 第11 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある 者のした入札
  - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
  - (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
  - (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正 した入札
  - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札)
  - (9) 建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
    - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がいもの又は記載に誤りがあるもの
    - ② 建設工事の件名の記載がないもの
    - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
    - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
  - (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者(電子 入札システムにより入札した者を除く。)は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第13 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した 者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契 約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結 することが公正な取引きの秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認め られるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、直ちに口頭、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に 通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第14 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該 入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札においては、くじは電子入 札システムによる抽選により行う。
- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

- 第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時 を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として 1回までとする。
- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。
  - (1) 第11第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
  - (2) 第11第10号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当 と認められるもの
  - (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した 者
- 3 第6及び第7の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(契約保証金)

- 第16 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3)以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一(役務的保証にあっては、請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
  - (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
  - (4) 公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 履行保証保険契約の締結

(契約書の提出)

第17 契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知

を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第18 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

(平成8年4月1日監-1198 一部改正)

(平成13年8月20日建管-929 一部改正)

(平成17年7月19日建管-916 一部改正)

(平成18年2月28日建管-2347 一部改正(平成18年3月20日から施行))

(平成19年3月29日建管-2423 一部改正(平成19年4月1日から施行))

(平成20年3月27日建管-2567 一部改正(平成20年4月1日から施行))

(平成26年3月20日建政-2056 一部改正(平成26年4月1日から施行))

(平成28年3月25日建政-1732 一部改正(平成28年4月1日から施行))

(令和元年9月18日建政-671 一部改正(令和元年9月18日から施行))

(令和4年3月7日建政-1370 一部改正(令和4年4月1日から施行))